

東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正する条例
次に掲げる条例の規定中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

(1) 東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成元年条例第31号）第2条第3
項

(2) 東大和市乳幼児医療費助成条例（平成5年条例第39号）第3条第2項第4号

(3) 東大和市義務教育就学児医療費助成条例（平成19年条例第8号）第3条第2
項第4号

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。